

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 22 年 2 月 26 日

収支等命令者

佐賀県出納局用度管財課長 永 松 和 久

1 入札に付する事項

- (1) 印刷物名 「県民だより」
- (2) 印刷予定数量 307,000 部（1 回当たり）、年 12 回発行
- (3) 納入期限 県が指定する日時
- (4) 履行期間 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで
- (5) 納入場所 佐賀市及び鹿島市分は県指定の場所に、唐津市及び伊万里市分は市指定の場所に、その他の市町分は各市役所、各支所又は各役場に納入すること。
- (6) 入札方法 1 部当たりの単価（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）で入札すること。

2 入札参加資格

- (1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）第 1 条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 原稿を渡した日から 7 日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日は除く。）に印刷物を納入できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされ

ている者でないこと。

(5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(6) 佐賀県発注の契約に係る入札参加停止処分を受けている者でないこと。

(7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

上記2（1）の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入のうえ、平成22年3月15日（月曜日）17時までに直接持参して提出すること。

(1) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県出納局用度管財課 用度・車両担当

電話 0952-25-7194 E-mail:youdokanzai@pref.saga.lg.jp

(2) 申請書様式の入手先

上記(1)の部局又は佐賀県ホームページ

(<http://www.pref.saga.lg.jp/web/>)

4 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、「入札参加届」(様式は、佐賀県ホームページに掲載)を平成22年3月29日(月曜日)17時までに用度管財課に持参し、又は郵送(同日時必着)すること。

なお、「入札参加届」を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、辞退届を書面で提出すること。

5 入札書の提出場所等

入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札条件書の交付場所及び問い合わせ先

上記3(1)の部局

(1) 入札条件書の交付方法

平成22年3月10日から平成22年3月30日までの期間佐賀県ホームページに掲載するとともに、上記3(1)の部局で随時交付(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。)する。

(2) 入札書の提出方法

上記3(1)の部局に持参し、又は郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、提出期限を過ぎて到着した入札書は無効とし開封しない。また、「平成22年度物品調達入札書在中」と朱書きすること。

(3) 入札書の提出期限

平成22年3月30日(火曜日)午前11時必着

(4) 開札の日時及び場所

平成 22 年 3 月 30 日（火曜日）午前 11 時 佐賀県庁本館 1 階入札室

(5) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に 3（1）の部局に確認すること。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）第 103 条第 3 項第 2 号により免除する。

イ 契約保証金 佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第 3 号により免除する。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを出した者

エ 1 人で 2 以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のないもの

カ アからオまでに掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことがで

きないとき。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

ア 入札書比較価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に契約の相手方とする。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い落札決定まで同様に繰り返すこととする。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

エ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め2回を限度）を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が、開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行う。

(7) 詳細は、入札条件書による。

(8) この公告に関する入札は、当該調達契約に係る平成22年度予算が成立しない場合は、行わないものとする。この場合は、佐賀県公報により公告する。

(9) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 Summary

(1) The nature and quantity of the products to be purchased :

The making and delivery of pamphlets for Saga Prefecture residents

Amount needed:307,000 copies (per issue), 12 issues per year

(2) Contract /delivery period : From April 1, 2010 to March 31, 2011

(3) Time limit for tender : 11:00 A.M, March 30, 2010

(4) A contact point for the notice : Supplies & Property Custody

Division ,AccountingDepartment,Saga Prefectural Government,

1-1-59 Jonai, Saga City, Saga Prefecture 840-8570 Japan

TEL0952-25-7194